

○津島市総合計画審議会条例

昭和48年12月27日条例第33号

改正

昭和63年12月15日条例第18号

平成10年9月30日条例第27号

平成14年3月29日条例第8号

平成16年3月30日条例第2号

津島市総合計画審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、津島市総合計画審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市の総合計画に関し必要な調査及び審議を行うため、津島市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市の区域内の公共的団体の役員又は職員
- (3) 市内に住所を有する者

3 委員は、当該諮問に係る調査及び審議を終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(市職員の出席)

第6条 市長その他関係する職員は、審議会に出席して意見をのべることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年12月15日条例第18号抄)

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

附 則 (平成10年9月30日条例第27号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日条例第8号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月30日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。